

はだの環境マネジメントシステム
グリーン購入ガイドライン

初版制定 : 令和2年4月1日

秦野市

1 目的

本市の消費活動に伴い発生する環境への負荷を低減するため、製品の製造・流通・販売・消費・廃棄の各段階での環境負荷をトータルで評価する、ライフサイクルアセスメントに配慮した環境にやさしい製品の購入を推進し、循環型社会の形成を目指すことを目的とする。

2 適用範囲

秦野市環境管理システムの適用範囲で購入する消耗品、印刷製本、原材料、備品及びその他の内、別に定める対象物品一覧に掲げる物品等（以下、「物品」という。）を対象とする。

3 基本方針

本市が物品を購入するに当たり、次の要件を考慮するものとする。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 製造段階で資源やエネルギーの使用が少なく、流通段階や使用中に資源やエネルギーの消費量が少ないこと。
- (3) 再生可能な天然資源を使用し、持続可能な量の利用に配慮し、有効利用していること。
- (4) 長期間の使用ができること。
- (5) 再使用が可能であること。
- (6) リサイクルが可能であること。
- (7) 再生材料や再使用部品を用いていること。
- (8) 廃棄される場合、適正な処理や処分が容易であること。

4 調達基準

(1) 対象物品及び調達目標

消耗品、印刷製本、原材料、備品及びその他のうち、対象物品は、次のとおりとする。なお、調達目標は100%とする。

ア 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に対応する物品

イ 「グリーン購入法適合品掲載」などの表示がある物品

ウ 「エコマーク」の表示がある物品

エ 「グリーン購入ネットワーク エコ商品ねっと」に登録がある物品

オ その他環境ラベル（環境省「環境ラベルデータベース」参照）の表示がある物品

(2) 調達方法

物品の調達をする際に、次の事項を確認した上で購入すること。

ア 価格が同等の物品・サービスに比べ安価であること

イ 品質や安全性について各種の基準等に適合していること

ウ 3に掲げたグリーン購入基本方針に適合していること

ただし、グリーン購入では対応できないと考えられる物品やサービスについては、除外する。

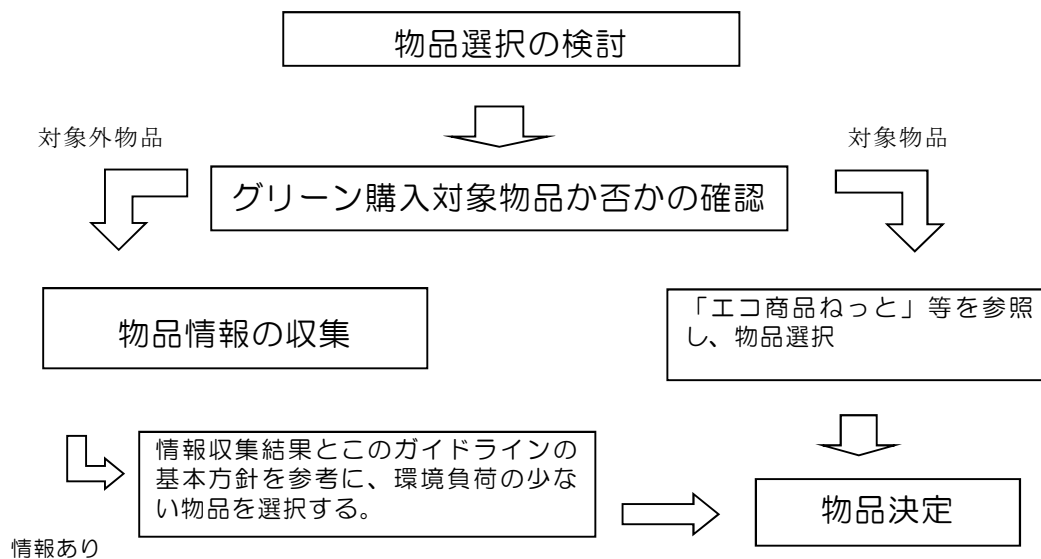
5 物品の購入

(1) 物品供給者への周知

各課等の環境管理推進員は、物品の購入に当たり、当該物品の供給者に対しグリーン購入推進の趣旨を周知し、協力を依頼する。

(2) 物品選択の方法

各課等の実行員は、物品を選択する場合、次の手順に従い選定する。



(3) 物品等購入伺票及び支出負担行為伺票等による点検

実行員は、物品選択の方法に基づき選定した物品を及び支出負担行為伺票等により、実行主任等に承認を受ける。

なお、グリーン購入対象物品が選択できない場合は、グリーン購入非適合理由書（様式 - グリーン）にその理由を明記し、環境管理推進員の決裁を受けた後、環境管理推進事務局に提出する。

グリーン購入ガイドライン

6 記録と保管

グリーン購入に関する環境記録は、次のとおりとする。

| No. | 記録の名称 | 作成者 | 審査 | 承認 | 保管元 | 保管期間 |
|-----|-----------------------------------|------------|-------|-------------|-----|------|
| 2 | 様式 - グリーン 1 「グリーン購入非適合理 由書」 | 各課等 担当者 | 実行主任等 | 環境管理 推進員 | 各課等 | 3年 |

グリーン購入ガイドライン

制定改訂履歴

| 版 | 改訂日付 | 改訂条項 | 改訂内容 | 作成 (起案) | 審査 | 承認 (決裁) |
|----|---------|------|------|------------|------|------------|
| 00 | R2. 4.1 | | 初版発行 | 太田浩一 | 高橋邦彦 | 藤間雅浩 |